

# 保育料の見直しと副食費の減免

令和3年度市町村民税額に基づき、9月からの保育料の見直しと副食費の減免を行います。  
手続きが必要な世帯には、市から連絡します。

## 保育料

●対象者 次のいずれかに在園の

児童（0～2歳児クラス）

◇認可保育所

◇小規模保育事業所

◇認定こども園（保育所部分）

●算定方法 保育料は、児童の扶

養義務者のうち、父母の令和

3年度市町村民税所得割額の

合計額と、入所する児童の令

和3年4月1日時点の年齢に

よって決定します。

●祖父父母など同居し、父母の合計

収入額が140万円以下（ひと

り親は120万円以下）の場合、

祖父父母などの市町村民税所得割

額を保育料の算定対象とします。

※3～5歳児クラスの児童の保育料

は無償。

※保育料表は、市ホー

ムページを確認し

てください。



## 副食費の減免

●対象者 次のいずれかの園児

◇市町村民税所得割額が基準額

未満（注1）の世帯の児童

◇第3子以降の児童（注2）

注1 保育施設では、5万7700

円未満（ひとり親世帯などの

場合は7万7101円未満）

の世帯。教育施設では、7万

7101円未満の世帯。

注2 保育施設では、保育所などに

通う未就学の児童で数え、教

育施設では、小学3年生以下

の児童で数えます（基準額未

満（注1）の世帯は生計を一に

する全ての児童で数えます）。

●対象施設とクラス・年齢

◇保育施設（3～5歳児クラス）

・認可保育所

・認定こども園（保育所部分）

◇教育施設（満3歳児以上）

・幼稚園

・認定こども園（幼稚園部分）

●問い合わせ先

子育て支援課保育所・幼稚園

担当 ☎(580)1864

## 保育料と副食費減免の見直し時期

毎年、現年度の市町村民税所得割額に基づき、保育料の見直しと副食費の減免を行います。

令和2年度市町村民税額					令和3年度市町村民税額							
令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	

## 子育て広場

親子で楽しめるイベントを行います。遊びにきませんか。

●対象者 1歳～未就学の子どもと、その保護者

●期日 ◇8月25日(水)◇9月14日(火)

◇10月29日(金)

●時間 ◇第1部 午前10時～10時

50分◇第2部 午前11時～11時

50分

※交代制

●会場 心のふるさと館M2階 講座

●内容 ◇つくってあそぼう◇読み

聞かせ など

●定員 各回30人（先着順）

※定員に空きがある場合は途中入場

できますが、終了時間の延長は

できません。

●問い合わせ先

れいわ子ども情報センター（す

こやか交流プラザ内）

☎(573)8219